

2016 年 4 月号

上場インフラファンド第 1 号案件について

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 関連する法令の整備	弁護士 鈴木 克昌 TEL. 03 6212 8327 katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
III. 東証インフラファンド市場の開設	弁護士 尾本 太郎 TEL. 03 6212 8307 taro.omoto@mhmjapan.com
IV. 実務上の諸問題	弁護士 岡谷 茂樹 TEL. 03 5220 1862 shigeki.okatani@mhmjapan.com
V. 結び	弁護士 佐伯 優仁 TEL. 03 6266 8523 masahito.saeki@mhmjapan.com

I. はじめに

2016 年 4 月 4 日、主として太陽光発電所等に投資を行うことを目的として設立されたタカラレーベン・インフラ投資法人が、公募増資による資金調達及び株式会社東京証券取引所（「東証」）インフラファンド市場への上場を正式に公表しました。2015 年 4 月に同市場が開設されて以降初の上場案件となる予定です。

当事務所は、同投資法人、資産運用会社であるタカラアセットマネジメント株式会社、及びスポンサーである株式会社タカラレーベンの法律顧問として、資産運用会社及び投資法人の設立及び許認可の取得から上場準備及び開示書類の作成に至るまで、本案件について全面的なサポートを行い、また、依頼者、金融庁、国土交通省、東証、関東財務局等の関係当局、引受証券会社、監査法人、会計士、税理士、電力会社、発電設備調査会社等のその他の関係当事者との間で、様々な課題について議論を行い、様々な実務上の解決策を提案してまいりました。

本ニュースレターでは、この機会に、関連法令・諸規則を中心に上場インフラファンドの概要を改めてご説明するとともに、実務上の諸問題の一部を紹介いたします。なお、本ニュースレターの内容は、上場インフラファンド一般に関するものであり、上記個別案件とは関係がないことにご留意ください。

II. 関連する法令の整備

東証のインフラファンド市場に上場する内国インフラファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律（「投信法」）に基づく投資法人又は投資信託の形態を採る必要があります。これをふまえ、投資法人又は投資信託を用いたインフラファンドの組成・上場に

Energy & Infrastructure / Capital Markets / Asset Management / REIT Bulletin

対応するため、主に以下のような法令の改正がなされてきました。

1. 投信法施行令及び投信法施行規則の改正（2014年9月施行）

投資法人（及び投資信託）の主たる投資対象資産となる特定資産に、①再生可能エネルギー発電設備（不動産を除く。）及び②公共施設等運営権が追加され（投信法施行令3条11号・12号）、また、③匿名組合出資持分に係る運用対象たる資産にこれらが追加されました（投信法施行令3条8号）。

そして、投資法人が、資産を主として「不動産等資産」に対する投資として運用することを目的とする場合には、その旨を規約に記載する必要があるとされているところ（投信法67条1項7号・5項、投信法施行規則105条1号へ）、「不動産等資産」の定義に、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権が追加されました（投信法施行規則105条1号へ括弧書）。したがって、かかる資産に投資する投資法人（「インフラ投資法人」）の規約にも当該規定を設けなければならないこととなります¹。

このほか、特定資産に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加したことに伴い、登録投資法人が行うことができない取引（禁止行為）（投信法193条1項6号、投信法施行令116条3号）、登録投資法人が資産運用会社との間で行うことができる取引（投信法195条、投信法施行令117条7号）等について所要の改正がなされています。

2. 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の改正（2014年9月施行）

上場インフラファンド制度の導入に伴い、有価証券届出書等の金融商品取引法（「金商法」）上の開示書類の記載事項の改正がなされています。

すなわち、投資資産の種類に、有価証券及び不動産以外の「投資者が投資資産の投資状況を把握するために適切と考えられる種類」が追加された（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（「特定有価開示府令」）4号の3様式・記載上の注意(33)b）ほか、インフラ資産が該当することになる「その他投資資産の主要なもの」についての記載上の注意が追加されました（同様式・記載上の注意(36)c）。

なお、上記のほか、インフラファンドがインフラ資産を有する法人に対する出資持分等に投資すること（いわゆる間接投資型）も想定していることをふまえ、「投資法人の目的及び基本的性格」において「投資法人が、投資ビークル（一定の資産の管理、運用又は処分を行う法人、組合等...、信託その他これらに類するものであって、他の

¹ この結果、インフラ投資法人は、規約にその旨を記載すれば、投資主との合意による有償での自己投資口取得ができることになり（投信法80条1項1号、投信法施行令69条の2、投信法施行規則128条の2）、また、上場インフラ投資法人の投資口はインサイダー取引規制等の適用対象となります（金融商品取引法施行令（「金商法施行令」）27条2号イ、27条の3、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令25条2項）。なお、間接投資を主として行うインフラ投資法人の場合は資産を主として「不動産等資産」に投資して運用することにはならないため、これら規程の適用はないため留意が必要です。

Energy & Infrastructure / Capital Markets / Asset Management / REIT Bulletin

者がこれらへの投資を通じて資産の運用を行うために利用されるもの（信託にあっては、受益者が当該一定の資産を直接に管理、運用又は処分するものと同視すべき場合を除く。）をいう。...）への投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その旨が明確になるように記載すること。」が追加され（特定有価開示府令4号の3様式・記載上の注意(17)c）、また、「投資法人の仕組み」においても、「当該投資法人が投資ビークルへの投資を通じて資産の運用を行う形態をとる場合には、その仕組み」も含めて記載することとされました（同様式・記載上の注意(18)a）²。

3. 租税特別措置法施行令及び同施行規則の改正（2015年4月、2016年4月施行）

投資法人に係る導管性の要件において、原則として、投資法人が保有する資産の総額の帳簿価額の50%超を投資することができる特定資産に関して、①当該特定資産（すなわち、上記総資産の50%超要件の判定における分子）から再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を除外されており、②匿名組合出資持分については、当該特定資産に該当するものを、営業者が主として運用する対象資産が、有価証券（匿名組合出資持分を除く。）、デリバティブ取引に係る権利、不動産、不動産の賃借権、地上権、約束手形又は金銭債権であるものに限定している（租税特別措置法施行令39条の32の3第8項）。

しかし、再生可能エネルギー発電設備に係る例外として、(a)投資口が設立時に公募され、又は投資口が上場されていて、かつ、(b)規約上再生可能エネルギー発電設備（投資法人が保有する匿名組合出資持分の営業者が所有する再生可能エネルギー発電設備を含む。）の運用の方法が賃貸のみである旨が規定されている投資法人については、(i)2017年3月31日までの期間内に再生可能エネルギー発電設備を取得した場合（①投資法人が保有する匿名組合出資持分の営業者が再生可能エネルギー発電設備を取得した場合及び②再生可能エネルギー発電設備を所有する営業者に係る匿名組合の匿名組合員の地位を承継した場合を含む。）、(ii)その初めての取得の日からその取得をした再生可能エネルギー発電設備を初めて貸付けの用に供した日以後20年³を経過するまでの間に終了する各事業年度の間は、①再生可能エネルギー発電設備及び②主として再生可能エネルギー発電設備を運用する営業者に対する匿名組合出資持分も、上記総資産の50%超要件の判定に際し分子に含めて計算してよいものとされました（同条10項）⁴。

² 開示内容については、金融庁の見解が公表されています（金融庁平成26年8月29日付パブリックコメント7～9頁22番～28番）。

³ この期間は、当初10年でありましたが、2016年4月の租税特別措置法施行令の改正により20年まで延長されました。これにより、上場インフラファンド組成への機運が高まることが期待されます。

⁴ 2016年4月の租税特別措置法施行令の改正により、匿名組合出資持分の取扱いに関して新たな規制が追加されました。すなわち、主として再生可能エネルギー発電設備又は公共施設等運営権等を運用する営業者に対する匿名組合出資持分は、原則として総資産の50%超要件の判定における分子となる特定資産から除かれることになったものの（租税特別措置法施行令39条の32の3第8項）、本「3. 租税特別措置法施行令及び同施行規則の改正」に記載の要件を満たせば、20年間に限り、主として再生可能エネ

Energy & Infrastructure / Capital Markets / Asset Management / REIT Bulletin

インフラ投資法人を組成する場合、当面は、上記の再生可能エネルギー発電設備に係る例外を利用することとなるものと思われる、その場合、REITとは異なり、対象資産が再生可能エネルギー発電設備に限定されることに加えて、運用方法が賃貸に限定され、かつ、導管性要件が認められる期間が20年に限定されている点に留意が必要です。

Ⅲ. 東証インフラファンド市場の開設

2015年4月にインフラファンド市場を新たに開設するにあたり、東証は、有価証券上場規程及び同施行規則のほか関連する諸規則の改正・整備を行い、「内国インフラファンド（投資証券）上場の手引き」を公表し、インフラファンド市場の上場制度の解説及び上場審査上の考え方を示しています⁵。同手引きにおいては、「REIT（投資証券）上場の手引き」と同様、上場までのスケジュール、上場申請書類、上場審査基準がまとめられています⁶。

インフラファンド市場に上場するためには、運用資産等の総額に占めるインフラ資産及びインフラ有価証券（「インフラ資産等」）の比率が、70%以上となる見込みがなければならず、かつ、運用資産等の総額に占めるインフラ資産等、インフラ関連有価証券及び流動資産等の合計額の比率が、上場の時までには95%以上となる見込みがなければなりません。

内国インフラファンドの上場制度は、REITの上場制度をベースに整備されたものと思われるが、インフラ資産がオペレーター（運営事業者）による運営により初めてキャッシュ・フローが生み出されるいわゆるオペレーショナル・アセットであるという特性をふまえた違いも見られます。例えば、上場するインフラファンドは、オペレーターの選定基準を策定・開示したり、オペレーターに関する適時開示を行う体制を整備しなければならないなど、オペレーターに着目したルールが設けられています。

なお、インフラファンド市場の上場制度や上場審査上の考え方の詳細については、当事務所の「ENERGY & INFRASTRUCTURE / CAPITAL MARKETS / ASSET MANAGEMENT / REIT BULLETIN 2015年5月号」においてご紹介しております^{7 8}。

ルギー発電設備を運用する営業者に対する匿名組合出資持分については、例外的に総資産の50%超要件の判定における分子となる特定資産に含まれることになりました。

⁵ なお、同手引きの対象は投資法人形態のインフラファンドに限定されています。

⁶ 同手引きに加えて、東証が2015年2月に公表した「インフラファンド市場の開設に伴う上場制度等の整備について」も上場制度のポイントが網羅的にまとめられており、参照資料として有用です。

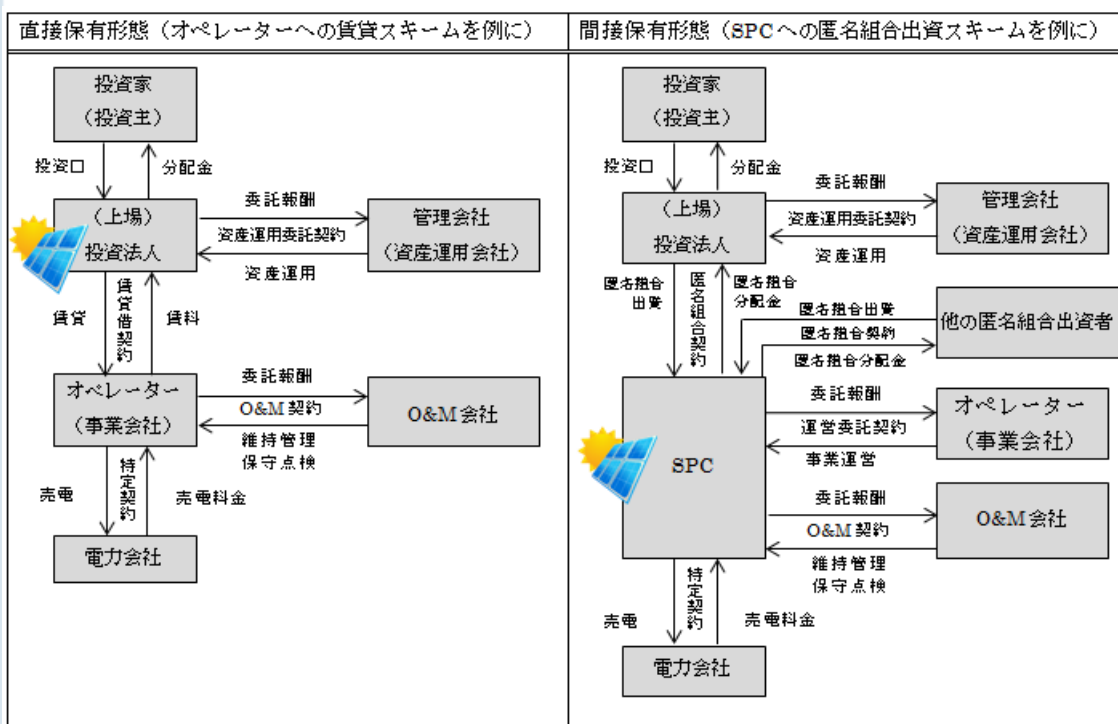
⁷ 当該ニュースレターでは、その配信時において投信協会規則案しか公表されていなかったため、当該規則案に基づく説明をしていますが、その後2015年7月に、規則案と概ね同内容にて各規則が制定されました。

⁸ （再）配信を希望される方は、当事務所広報担当宛（連絡先末尾参照）にご連絡ください。

IV. 実務上の諸問題

1. スキーム組成上の留意点

インフラファンドを投資法人形態で組成することを前提とした場合、想定されるスキームとしては、下記の図のとおり、大きく分けて直接保有形態と間接保有形態があると考えられます。前者は、投資法人がインフラ資産を直接保有するスキームであり、後者は、インフラ資産を有する法人の持分又は当該法人に対する匿名組合出資持分等を保有するスキームです。



(1) 直接保有形態

特定資産に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権が追加されたため、投資法人が主としてこれらの資産を保有して運用することが可能です（投信法 2 条 12 項、投信法施行令 3 条 11 号・12 号）。ただし、投資法人自体が当該資産を用いて発電事業を行うことは想定しにくく（投信法 63 条 1 項）、①第三者に当該資産の運営を委託するか、②第三者に当該資産を賃貸し、当該第三者又は当該第三者から委託を受けた者が発電事業を行うことが考えられます。もっとも、前記のとおり、インフラ資産に主として投資する投資法人が税務上の導管性要件を満たすのは、再生可能エネルギー発電設備を賃貸して運用する場合に限られます。

したがって、現行の税務上の導管性要件を前提とすれば、投資法人が再生可能エ

Energy & Infrastructure / Capital Markets / Asset Management / REIT Bulletin

エネルギー発電設備を取得し、それをオペレーター又はオペレーターが運営するSPCに賃貸し、賃借人たるオペレーター又はSPCが同設備を用いて売電事業を行うスキームが、当面直接保有形態の中心となるものと思われます。

(2) 間接保有形態

東証インフラファンド市場の制度及び投信協会のルール上は、間接保有形態も想定されており、この点は、J-REIT市場との大きな違いとなっています。

もっとも、投資法人は、現行投信法上、原則として、同一の法人の株式について議決権の過半数を保有できず（投信法194条）、また、税務上の導管性要件として、他の法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を保有していないことという要件が定められていること（租特法67条の15第1項2号へ）から、利用可能なスキームに制約が存在します。たとえば、発電事業SPCの株式又は出資の全部を保有して、当該発電事業のキャッシュ・フローから生じる利益を自己にのみ帰属させるようなスキームを組成することは困難であると思われます。

(3) 賃貸スキーム

前述のとおり、税制上の導管性要件との関係から賃貸スキームを採ることが求められますが、賃料の設定は、売電収入と連動しない保証賃料、売電収入と連動する変動賃料、又はそれらを組み合わせた賃料とすることが考えられます。投資法人からすれば、変動賃料の場合はアップサイドを見込むことができますがダウンサイドのリスクがあり、保証賃料にした場合にはアップサイドをとることはできませんが安定賃料収入が確保されることとなります。ただし、保証賃料にした場合、オペレーターの信用リスクはとることとなります。なお、SPCが賃借人の場合、基本的にSPCに余剰原資はないため、売電収入が保証賃料に達しない場合には、オペレーターやスポンサーが補てんする仕組み等を検討することが必要となる場合があることに留意が必要です。

賃貸期間についても実務上重要なポイントになると考えられます。一般的にはインフラ資産のパフォーマンスは、オペレーターの事業運営能力に拠るところが大きく、また、代替のオペレーターの数も多くなく、当初のオペレーターに可能な限り長期間継続してその地位にあり続けてもらう方が望ましいと思われ、その観点からは、賃貸借期間はできるだけ長期に、かつ、そのうち解約不能期間をできるだけ長期化することが望ましいということになります。他方で、再生可能エネルギー発電設備の場合、建物に比べて耐用年数が短く、その結果、解約不能期間があまりに長期にわたると、ファイナンス・リースに該当してしまうおそれが生じます。そのため、実務上は、オペレーターとの間の契約終了のリスクを排除しようとする要請とファイナンス・リース性を回避しようとする要請を比較衡量し、賃貸借期間及び解約不能期間を設定する必要があります。

Energy & Infrastructure / Capital Markets / Asset Management / REIT Bulletin

(4) 電気事業者

再生可能エネルギー発電設備を組み入れたインフラファンドにおいて、発電設備の賃借人が投資法人に対して支払う賃料の原資となるのは、当該賃借人が再生可能エネルギー発電設備を利用して発電した電気を電気事業者に売却して得られる売電収入です。したがって、電気事業者との間の契約に基づき長期・安定的に電気を売却できることが重要となります。

なお、発電設備の賃借人が、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づき電気を売却する場合は、賃借人の信用リスクを出来る限り排除するか、賃借人が信用不安に陥った場合においても、出来る限り新たな賃借人の下で同制度に基づく調達価格等が維持されるよう手当てを行うことも検討する必要があります。

(5) その他の関係者

再生可能エネルギー発電設備を組み入れたインフラファンドにおけるオペレーター以外の主な関係者として、O&M 会社を始めとする発電設備の維持管理や保守点検を行う業者が挙げられます。これらの業者との間の契約の内容についても、適切なリスク分担が図られるよう検討する必要があります。

2. 導管性要件の問題

前記のとおり、税務上の導管性要件における再生可能エネルギー発電設備に係る例外が適用されるのは、最初に再生可能エネルギー発電設備を貸付けの用に供した日以後 20 年を経過した日までの間に終了する各事業年度に限定されています。

また、現時点の税制を前提とすると、再生可能エネルギー発電設備に係る例外を利用する要件を満たすためには、2017 年 3 月 31 日までに再生可能エネルギー発電設備を取得することという要件も満たす必要があります。このためには、当該期限までに少なくとも 1 つの再生可能エネルギー発電設備を取得する必要があります⁹。

V. 結び

インフラファンド市場が開設されてから約 1 年が経ち、ようやく第 1 号案件が公表されるに至りました。本案件をきっかけとして、また、導管性要件の時限措置が 10 年から 20 年に延長されたことも後押しとなって、今後ますますインフラファンドの組成・上場に向けた動きが活発化することが期待されます。

⁹ 上場時に最初の資産を取得することを前提にすると、遅くとも 2017 年 3 月 31 日までに上場しなければならず、現時点で既に当該期限まで 1 年を切っていることを考えると、インフラファンドの組成・上場を検討するにあたっては、タイトなスケジュールを組まなければならない可能性があります。

文献情報

- 論文 「インフラファンドをめぐる議論の整理」
 掲載誌 金融法務事情 2036号 2016年2月25日号
 著者 佐藤 正謙

- 本 『投資信託・投資法人の法務』（2016年3月刊）
 出版社 株式会社商事法務
 著者 三浦 健、藤津 康彦、尾本 太郎、大西 信治、廣本 文晴、玄場 光浩、埴 晋、佐伯 優仁、宇田川 法也、矢田 悠、天野 園子、白川 剛士、繁多 行成、宮島 聡子、石橋 誠之、武内 香奈、青山 正幸、中条 咲耶子、中野 恵太、江橋 翔、尾登 亮介、竹岡 裕介、山本 義人

NEWS

- 新人弁護士（26名）が入所しました

- 鈴木 克昌 弁護士が IBA（国際法曹協会）証券法委員会委員・M&A 部会 副議長に就任しました
 2016年1月18日付にて、鈴木克昌弁護士が国際法曹協会、証券法委員会委員・M&A 部会 副議長（Vice-chair of the Mergers and Acquisitions Subcommittee in the Security Law Committee of International Bar Association）に就任しました。

- 月刊プロパティマネジメントにて、尾本 太郎 弁護士のインタビュー記事が掲載されました
 2016年3月1日付、月刊プロパティマネジメント『No.188 「再エネ設備の非課税期間」以外にも制限あり 上場インフラファンド関連制度の注意点 -尾本太郎氏[森・濱田松本法律事務所]に聞く』と題した記事において、尾本太郎弁護士のインタビュー記事が掲載されました。

- MHM ジャカルタデスク開設のご挨拶
 森・濱田松本法律事務所は、インドネシアのジャカルタに MHM デスクを開設することを決定いたしました。

経済成長著しい ASEAN 諸国の中でも、最大の人口を擁するインドネシアは、多くの日本企業にとって非常に重要な海外事業拠点として位置づけられており、日本企業のインドネシアにおけるビジネス活動はより重要性を増し多様化してきています。インドネシアは、他の ASEAN 諸国と比しても、重要な法令改正が頻繁に行われ、当局による運用の裁量も大きいことから、進出段階及び進出後の現地

Energy & Infrastructure / Capital Markets / Asset Management / REIT Bulletin

でのオペレーションいずれの側面においても、的確に法令及び運用を理解した上でビジネス活動を行う必要性が非常に高い国と言えます。

森・濱田松本法律事務所は、従来からアジア諸国を含む海外に積極的に弁護士を派遣し、いち早く中国（北京・上海）、シンガポール、ミャンマーへの進出を果たし、昨年にはタイにオフィスを設けております。当事務所は、これらの活動を通じて培った新興国特有の諸問題にかかわるノウハウと豊富なクロスボーダー案件の経験を活かして、グローバルにビジネスを展開されているクライアントの皆様へリーガル・サービスを提供してまいりました。このような体制をより一層拡充し、アジアの最前線でのクライアントの皆様のビジネスにより貢献するために、今般、アジアの新興国の中でも最も成長著しいインドネシアにおいて、提携関係を有している ARFIDEA KADRI SAHETAPY-ENGEL TISNADISASTRA 法律事務所（AKSET Law）に、当事務所の弁護士が常駐するデスクを設けることにしたものです。

MHM ジャカルタデスクは、AKSET Law のオフィス内に設置され、同オフィスに駐在する当事務所の弁護士が、AKSET Law と一体となって、インドネシア案件に関するリーガル・サービスを提供いたします。当事務所は、2012 年よりインドネシアに弁護士を派遣し、2014 年からは AKSET Law に竹内哲弁護士が駐在しインドネシア業務をサポートしておりましたが、今回の AKSET Law との提携関係の強化に伴い、同弁護士は AKSET Law から更なるバックアップを受け同事務所の圧倒的なノウハウを活用しながら、より充実したサービスを提供いたします。また、竹内哲弁護士に加えて、今年中ごろには細川怜嗣弁護士が赴任予定です。

当事務所は、今後とも、東京、大阪、名古屋、福岡、北京、上海、シンガポール、バンコク、ヤンゴン、そして新たに加わるジャカルタの各拠点・全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

▶ **トムソン・ロイターの 2015 年の資本市場リーガルアドバイザー・レビューにて 1 位を獲得しました**

トムソン・ロイターによる 2015 年の資本市場リーガルアドバイザーレビューが発表になり、当事務所は、日本における普通株式の引受側のリーガルアドバイザーのランキングにおいて、1 位を獲得いたしました。

▶ **Chambers Asia 2016 にて高い評価を得ました**

Chambers Asia 2016 で、当事務所は 16 の分野で上位グループにランキングされ、下記を含む 33 名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれまし

Energy & Infrastructure / Capital Markets / Asset Management / REIT Bulletin

た。また、当事務所のヤンゴンオフィスは日本の法律事務所として唯一、GENERAL BUSINESS LAW: INTERNATIONAL FIRMS — MYANMAR の分野でランクイン致しました。

- ・ Capital Markets 石黒 徹、中村 聡、鈴木 克昌
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives 佐藤 正謙、小澤 絵里子
- ・ Capital Markets: J-REITs 藤津 康彦、尾本 太郎
- ・ Projects & Energy 小林 卓泰

➤ トムソン・ロイターの 2015 年の資本市場リーガルアドバイザー・レビューにて 1 位を獲得しました

トムソン・ロイターによる 2015 年の資本市場リーガルアドバイザーレビューが発表になり、当事務所は、日本における普通株式の引受側のリーガルアドバイザーのランキングにおいて、1 位を獲得いたしました。

➤ The Asian Lawyer: The Asian Legal Awards にて受賞しました

2016 年 2 月 23 日に香港で行われた、The Asia Legal Awards にて、当事務所の関与した Japan Post IPO 案件が IPO of the Year と Securities Deal of the Year を受賞しました。

➤ パートナーおよびオブ・カウンセル就任のお知らせ

本年 1 月 1 日付にて、下記の 6 名の弁護士がパートナーに就任致しました。

【パートナー】

秋本 誠司、岡谷 茂樹、横田 真一朗、熊谷 真和、大野 志保、松下 憲

また、同日付で 3 名の弁護士がオブ・カウンセルに就任致しました。

【オブ・カウンセル】

池村 聡、玄場 光浩、佐伯 優仁

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

➤ 名古屋オフィス移転のお知らせ

弁護士法人森・濱田松本法律事務所名古屋オフィスは 2015 年 9 月より業務を行って参りましたが、この度、2016 年 3 月 1 日より下記に移転いたしましたのでご案内申し上げます。

Energy & Infrastructure / Capital Markets / Asset Management / REIT Bulletin

移転先：

愛知県名古屋市中村区名駅 3 丁目 28 番 12 号 大名古屋ビルヂング 23 階

TEL：052-446-8660（代表） / FAX:052-446-8661（代表）

※各弁護士の TEL・FAX に変更はございません。

➤ Asian-MENA Counsel 誌の DEALS OF THE YEAR 2015 において DEALS OF THE YEAR に選ばれました

Pacific Business Press 発行の Asian-MENA Counsel 誌による "DEALS OF THE YEAR 2015" において、当事務所の関与した 3 案件が DEALS OF THE YEAR に選ばれました。

- ・ Johnson Controls and Hitachi Global Air Conditioning Joint Venture
- ・ Concurrent IPOs of Japan Post Holdings
- ・ ITOCHU Corporation's investment into CITIC Limited Deal

➤ 2015 年度トムソン・ロイター「DEALWATCH AWARDS」の受賞案件に関与しました

2015 年度のトムソン・ロイター「DEALWATCH AWARDS」が発表され、当事務所が関与した以下の 5 件がそれぞれ受賞いたしました。

- ・当事務所は、日本郵政グループ 3 社によるグローバル IPO 案件に売出人及び発行会社側で関与しており、トムソン・ロイターの DEALWATCH AWARDS 2015 において、日本郵政グループ 3 社は Issuer of the Year を受賞、案件は IPO of the Year を受賞しました。
- ・当事務所が発行会社側で関与した、三菱商事株式会社によるハイブリッド社債（劣後特約付社債）案件がトムソン・ロイターの DEALWATCH AWARDS 2015 において、Innovative Debt Deal of the Year を受賞いたしました。
- ・当事務所が発行会社側で関与した、ユニ・チャーム株式会社による 2020 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債案件がトムソン・ロイターの DEALWATCH AWARDS 2015 において、Equity-linked Product of the Year を受賞いたしました。
- ・当事務所は、楽天株式会社によるグローバル PO 案件に引受証券会社側で関与しており、トムソン・ロイターの DEALWATCH AWARDS 2015 において、楽天株式会社は Equity Issuer of the Year を受賞いたしました。
- ・当事務所が他の事務所とともに発行会社側で関与した、トヨタ自動車株式会社による AA 型種類株式の公募案件がトムソン・ロイターの DEALWATCH AWARDS 2015 において、Innovative Equity Deal of the Year を受賞いたしました。

Energy & Infrastructure / Capital Markets / Asset Management / REIT Bulletin

➤ Chambers Global 2016 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2016 で、当事務所は 15 の分野で上位グループにランキングされ、下記を含む 26 名の弁護士が各分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。

- ・ Banking & Finance 桑原 聡子、佐藤 正謙、小林 卓泰、青山 大樹
- ・ Banking & Finance: Financial Services Regulation 石黒 徹
- ・ Capital Markets 石黒 徹、中村 聡、鈴木 克昌
- ・ Capital Markets: Securitisation & Derivatives 佐藤 正謙、小澤 絵里子
- ・ Capital Markets: J-REITs 藤津 康彦
- ・ Capital Markets: Foreign Expertise - Myanmar 中村 聡
- ・ Capital Markets: Expertise Based Abroad - Singapore トニー・グランディ

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhmjapan.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com